

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○遊漁規則の一部変更の認可	(漁業管理課)	1
○道路の区域変更	(道路課)	2
○道路の供用開始(3件)	(〃)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園下水道課)	3
公 告		
○県営土地改良事業の工事の完了	(農業基盤課)	3
高知県公安委員会告示		
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	(10・1 掲示)	3

告 示

高知県告示第786号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和2年10月2日に次のとおり認可した。

令和2年10月2日

高知県知事 濱田 省司

嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第510号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第5条第1項の表中

1日遊漁料	1年遊漁料
4,000円	8,000円

を
「

1日遊漁料	1年遊漁料
4,000円（15人以上の参加者が確実であると見込まれる行事等を主催する団体の代表者若しくは個人からの申請に基づき組合が特に承認したもの（組合が自ら実施する行事等を含む。）に参加する者又は女性にあっては、2,000円）	8,000円（女性にあっては、5,000円）

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年1月1日

高知県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年10月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内出見字 汐ヤ崎997番から 須崎市浦ノ内出見字 汐ヤ崎984番1地先 まで	前	16.3 } 23.7	40
	後	13.8 } 16.3	40

高知県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年10月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐口屋内字中 熊神山835番9地先から 四万十市久保川字芭蕉谷 1212番1地先まで	154	令和2年10月2日

高知県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年10月2日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年10月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市浦ノ内出見字汐ヤ崎 1004番2から 須崎市浦ノ内出見字汐ヤ崎 983番1まで	97	令和2年10月2日

高知県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年10月2日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年10月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新改停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
香美市土佐山田町東川字ミ スミ川口2174番1から 香美市土佐山田町東川字ミ スミ川口2169番2まで	34	令和2年10月2日

高知県告示第791号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により
都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項に
おいて準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示す
る。

令和2年10月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事

業(高知市公共下水道)

- 3 事業施行期間
昭和45年6月2日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

平成31年4月高知県告示第286号の事業地に高知市元町字
助五郎畑及び字西助五郎畑並びに旭上町字長尾ハナ、字長尾
前及び字柳瀬地内を加え、同事業地のうち同市旭駅前町字古
川、字赤石、字郷境及び字南カグソ、中須賀町字古川及び南
カグソ、旭町二丁目字カヤリハタ並びに北端町字南四良岡及
び字カグソ地内において事業地を変更する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定
により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

令和2年10月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 土地改良事業の名称
農村地域防災減災事業(用水施設)
- 2 地区名
宿毛東地区
- 3 工事完了年月日
令和2年3月30日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第16号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」と
いう。)第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣
類所持等取締法施行細則(平成21年高知県公安委員会規則第9
号)第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項
及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定
した。

令和2年10月1日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

- 1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の
規定に基づく診断のうち介護保険法(平成9年法律第123号)
第5条の2第1項に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県・高知	高知市池2125番	令和2年10月

市病院企業団 立高知医療セ ンター	地1	1日
-------------------------	----	----

- 2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取
締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第1号、第2号若し
くは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項
第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県・高知 市病院企業団 立高知医療セ ンター	高知市池2125番 地1	令和2年10月 1日

- 3 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取
締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者の診断
を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県・高知 市病院企業団 立高知医療セ ンター	高知市池2125番 地1	令和2年10月 1日